



医療法人どちペインクリニックのホスピスを支援する市民の会のご案内

(D P C ホ ス ピ ス 支 援 の 会)

医療法人どちペインクリニックのホスピスは人間としての生命の輝きを保証します
だれでも、いつでも、自己決定で自分らしく生きることを保証します

支援の会では

DPC ホスピス運営資金の募金活動を行っております

DPC ホスピス運営のためにボランティア活動を行っております

ホスピスの啓蒙運動を行っております

そのために広く会員を募集しております。

一般会員	2,000円	年会費
賛助会員	1 □ 1万円以上	(個人会員、法人会員)
会費納入先	郵便振替口座	00200-7-115283

入会手続きは、申し込み書を郵送、FAX、または電話で申し込んで下さい。

医療法人どちペインクリニックのホスピスを支援する市民の会
〒409-3815 山梨県中央市成島2439番1 玉穂ふれあい診療所内
TEL 055-278-5670 Fax 055-278-5661



D P C ホ ス ピ ス 支 援 の 会 新 規 会 員 入 会 申 込 書

- 一般会員 円
- 賛助会員
- | | | | |
|------|---------|--------------------------|---|
| 個人会員 | 1 □ 1万円 | <input type="checkbox"/> | 円 |
| 法人会員 | 1 □ 1万円 | <input type="checkbox"/> | 円 |

フリガナ

氏 名 _____ 電 話 _____

フリガナ _____ フリガナ _____

会 社 名 _____ 代 表 者 _____

住 所 〒 _____

医療法人どちペインクリニックのホスピスを支援する市民の会 (略称 DPC ホスピス支援の会) 会則

第1章 総則

[名称]

第1条 この会は、医療法人どちペインクリニックのホスピスを支援する市民の会（略称 DPC ホスピス支援の会）と称します。（以下「本会」といいます。）

第2条 本会の事務所は、山梨県中央市成島2439番1 玉穂ふれあい診療所（医療法人どちペインクリニック法人事務局内）に置きます。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 本会は、医療法人どちペインクリニックの医療哲学である人間としての生命の輝きの支援をするために、会員相互の協力と理解をもって、緩和ケア（ホスピス）機能を有する有床診療所（以下 DPC ホスピスといいます）の運営支援及びホスピスボランティアの啓発ならびに促進を計ることを目的とします。

[事業]

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) DPC ホスピスの、運営資金募集の協力を行います。
- (2) DPC ホスピス運営支援のために、研究を行い実践していきます。
- (3) 地域の一般住民に対し、本会の活動を理解し、広く参加を得るための広報活動を行います。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行います。

第3章 会員

[会員]

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、所定の申し込みをした方を会員とします。

第4章 役員

[役員の種類及び定数]

第6条 本会に次の役員を置きます。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 運営委員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

[役員を選任]

第7条 役員は、総会出席者の過半数の賛成による議決により選出します。

[役員職務]

- 第8条
- 1 代表は、本会を代表し、会務を総括します。
 - 2 副代表は代表を補佐して、代表に支障があるときは、その会務を代行します。
 - 3 事務局長は、事務局を統括し、会務全般にわたってその業務を処理します。
 - 4 運営委員は、運営委員会を構成し、運営委員会を通じて業務の執行に参画します。
 - 5 監事は、本会の業務執行状況と経理の監査にあたります。

[役員任期]

第9条 本会の活動を円滑に行うため、役員任期は2年とします。

ただし、再任はさまたげません。また、欠員が出たときは補充します。

[相談役]

第10条 医療法人どちペインクリニック理事長を本会の相談役とします。代表は本会の運営について相談役と協力しあい、運営委員会の円滑な活動をはかります。

[顧問]

第11条 代表は、運営委員会の承認を経て、顧問を委嘱することができます。顧問は、運営委員会の諮問に応ずるほか、本会の業務について意見を述べるすることができます。

第5章 総会

[総会の構成、種類および招集]

- 第12条
- 1 総会は、出席会員をもって構成します。
 - 2 総会は、これを通常総会および臨時総会の2種類とします。
 - 3 通常総会は毎年年度末に開催し、臨時総会は必要に応じて開催します。
 - 4 総会は、代表が招集します。

[総会の決議事項]

第13条 次に掲げる事項は総会に付議します。

- (1) 事業計画および事業報告の承認
- (2) 収支予算および収支決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 役員選任
- (5) その他の必要事項

第6章 運営委員会

[運営委員会の構成]

第14条 運営委員会は、代表、副代表、事務局長、運営委員をもって構成します。

[運営委員会の招集]

第15条 運営委員会は、代表が招集します。

- 2 医療法人どちペインクリニック理事長は、代表に運営委員会の招集を要請することができます。

第7章 専門部会

[専門部会]

第16条 本会は、本会の目的をより円滑に達成するために、各種専門部会を置くことができます。

第8章 会計

[資産の運営と管理]

第17条 1 本会は、年会費と寄付金で運営します。

2 年会費の額は運営委員会で決め、総会で承認を得るものとします。

3 会計の実務については運営委員の中から担当を決め、執り行います。

第18条 本会の資産の管理方法は、代表が運営委員会の決議により、これを定めます。ただし、その用途または管理方法について指定して寄付された資産は、その指定に従います。

[事業年度]

第19条 本会の事業は、毎年11月1日に始まり、翌年10月末日に終わります。

付則 1 この会則は2002年11月4日より施行します。

2 2004年11月27日総会により会則が改訂されました。

3 2006年12月 2日総会により会則が改訂されました。

4 2010年11月13日総会により会則が改訂されました。

5 2014年11月15日総会により会則が改訂されました。

6 2015年11月14日総会により会則が改訂されました。